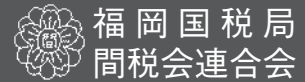


間税会ニュース

平成27年9月15日
No. 44



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



〈会長就任のご挨拶〉

福岡国税局間税会連合会

会長 中野 文治

福岡国税局間税会連合会は、福岡国税局管内、福岡・佐賀・長崎の3県下の消費税を中心とした間接税の納税者と間税会活動等に賛同される法人・個人で組織する31の単位会で構成され、その会員数は約9,400人社で、全国でも有数の連合会組織となっております。また、昨年は全国間税会総連合会の第41回大会がここ福岡の地で盛大に開催されました。

その際、卓越したリーダーシップを発揮され、見事に成功裡に納められました中川原会長が、本年6月通常総会をもってご退任されました。在任3期6年間大変お疲れさまでした。その後任といたしまして私が大役を拝命いたしました。

もとより浅学非才な私には、あまりにもこの重責を担う程の度量がなく、困惑と緊張の連続ですが、会員の皆さまの温かいご理解とお力添えを賜り職責を果たして参る所存です。

さて、ご高承のとおり、我が国の消費税の税収を平成27年度当初予算額で見ますと平成26年4月か

らの税率引き上げもあって、その税収規模は約17.1兆円と見込まれており、所得税収(約16.4兆円)及び法人税収(約11.0兆円)を上回る最も税収の多い基幹税となっております。又平成29年4月からは消費税率10%への再引き上げも予定されており、財政面における消費税の重要性の高まりと相俟って、消費税の会としての間税会の役割は、益々高まってくるとともに、間税会活動の重要性も、強く求められてくるものと考えられます。

そして、間税会の現状等に適切に対応していくためには、何よりも各間税会の組織を拡充強化し、本会の存在感を高め、発言力を強めていくことが肝要と考えております。そのような中で本会は、全国間税会総連合会と福岡国税局管内31各単位会の繋ぎ手として、お役に立ちたいと願っておりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(主要目次)

• 会長就任のご挨拶	1
• 福局間連第42回 通常総会	2
• 祝 辞	3～4
• 国の財政と消費税の役割	5～6

• 役員名簿	7
• 単位会名簿	8
• 国税広報	9～12

福局間連第 42 回通常総会開催される

更なる発展のために組織拡大と会の活性化を！



会場風景



開会の辞
(中川原会長一現相談役)

福局間連第 42 回通常総会は、去る 6 月 10 日（水）に福岡市博多区の都ホテルにおいて開催されました。

当日は来賓として、福岡国税局から中尾局長、内田課税第二部長、新井消費税課長のほか、手島福岡税務署長、石橋博多税務署長、油布佐賀税務署長、岩崎長崎税務署長、また、全国間税会総連合会から 黄瀬副会長、白子常務理事、山田常務理事、その他友誼団体から、多数の代表のご臨席を賜りました。

中川原会長はあいさつの中に本総会で会長職を辞任することを表明されました。

続いて議長に同会長を選出して議事に入り、提出 5 議案は、いずれも満場一致で可決承認されました。

引き続き、功績者、永年在職者、組織拡大功労団体、会員加入勸奨功労者の表彰が行なわれ、終了後、中尾局長と黄瀬副会長よりご祝辞をいただきました。



記念講演：大好評
（「愛しと一と」岩本初恵様）



来賓祝辞
(中尾福岡国税局長)

総会后、(株)愛しと一と 代表取締役 岩本初恵様の「ピンピンコロリをめざして」と題した講演会を開催、ユーモアにあふれた元気がわいてくるような講演に、参加者は時間を忘れ聴き入り、大変有意義だったと大好評でした。

懇親会では、役員改選で新会長に選出された中野会長は、開会の辞で「新会長就任は身が引締まる思い、微力なるも会の活性化のため、行動力をもって努力していきたい」と決意を述べられた。

また、盛り上がった懇親会の中で、中野会長から中川原前会長に感謝状と花束が贈られました。



中川原前会長へ
感謝状の贈呈



中野新会長から
花束の贈呈



功績者表彰



〈祝 辞〉

福岡国税局長

中尾

睦（現 財務省理財局次長）

本日、ここに福岡国税局間税会連合会の第四十二回通常総会が盛大に挙行され、すべての議事が滞りなく終了されましたことを、心からお慶び申し上げます。

間税会の皆様方には、平素から税務行政に対して深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことを、本席をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

今回の役員改選により退任される役員の皆様におかれましては、長年にわたり、間税会の発展のために御尽力いただきましたことに心から敬意を表します。特に、中川原前会長におかれましては、平成二十一年六月から六年間にわたり会長として大変御熱心に御活躍されました。改めまして、その御功績に敬意を表する次第であります。

また、引き続き役員をお務めいただく皆様並びに新たに役員となられた皆様には、中野会長を中心に一致団結して会の運営に当たっていただきますようお願い申し上げます。

加えて、ただ今、会長顕彰により表彰を受けられた皆様におかれましては、これまで間税会の発展に多大な貢献をされた方々であり、心からお祝い申し上げますとともに、今後ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

昨年九月には、全国間税会総連合会の通常総会が福岡で開催されました。皆様が一丸となって御尽力された結果、当地の魅力に溢れた非常にすばらしい大会でありました。

特に、「消費税期限内完納推進宣言」をしていただき、私どもといたしましても非常に心強く感じたところで、す。

改めまして、全国間税会総連合会の通常総会の成功を心からお祝い申し上げます。

各間税会におかれましては、各地域における消費税をはじめとする間接税に関する民間団体として、「消費税の適正申告及び期限内納付の推進」に加え、「世界の消費税クリアファイル」の配布や「税の標語」の募集などの活動を展開しておられます。

これらの活動は、消費税に関する正しい税知識の普及や納税道義の高揚に寄与するものであり、税務行政に携わる者として、心から感謝の意を表する次第でござ

います。

社会保障の充実・安定化と財政健全化のための「社会保障と税の一体改革」が進められ、消費税に対する国民の皆様への関心は非常に高くなっております。

私どもといたしましても、これまで以上に適正な課税の確保や滞納の未然防止・整理の促進に努め、制度への信頼を確保するとともに、税務行政に寄せられている国民の皆様への信頼に応えていく所存であります。

しかしながら、これらを成し遂げるためには、間税会の皆様への御理解と御協力が必要不可欠でございます。

私どもといたしましても、間税会の活動が一層充実したものとなりますよう、従来にも増して連携、強調関係を深めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、税務行政のよき理解者として、「消費税の適正申告及び期限内納付の推進」をこれまで以上に展開していただくなど、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、平成二十五年五月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度が導入されることになりました。

この制度は、社会保障・税・災害対策の行政手続において、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤となるものです。

番号の通知開始まで4ヶ月を切り、政府において、制度の円滑な導入に向け、周知・広報が本格化しております。私どもといたしましても、ホームページ等を通じた情報提供や関係民間団体等が開催する説明会への講師派遣などに取り組んでおり、本日も消費税課から御説明申し上げたところです。

今後とも、間税会の皆様のお力添えをいただきながら、会員の皆様向けに説明会を開催するなど、あらゆる機会を捉え、積極的な周知・広報を実施してまいりたいと考えておりますので、説明会の御要望などがありましたら遠慮なく申し出ていただきたいと思います。

最後になりましたが、福岡国税局間税会連合会並びに管内各間税会のますますの御発展と、本日御臨席の皆様への御健勝と御繁栄を心から祈念いたしまして、私の祝辞といたします。



〈祝 辞〉

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義

ただ今、福岡国税局間税会連合会第四十二回通常総会の全議案の審議が滞りなく終了され、誠におめでとうございます。

この議事の中の役員改選におきまして、中川原様が会長を退任され、中野様が新たに会長に就任されることになりました。

中川原様は、平成二十一年に出光様の後を引き継がれて会長に就任されて以来六年間、福岡局間連の円滑な運営と充実発展に努めてこられました。そのご努力とご功績に対しまして、改めて敬意を表したいと存じます。

また、新会長に就任されました中野様には、中川原会長の引かれた路線を踏襲されながらも、新たな発想や取組みなどによりまして、福岡局関連の更なる充実発展に繋げていただきますよう、舵取りをよろしくお願いいたします。

福岡局関連の皆様には、平素、全間連の全務運営につきまして、深いご理解とご協力をいただいていますことに心から感謝申し上げます。

また、福岡国税局長の中尾様をはじめ国税ご当局の幹部の方々には、間税会に対しまして、深いご理解の下にご指導・ご支援を賜っております。この機会に改めて厚く御礼申し上げます。

さて、私ども間税会に関わりが深い消費税につきましては、平成二十六年四月から税率が5%から8%に引き上げられました。そして、消費税率10%への再引き上げにつきましては、経済状況などを踏まえ、その実施時期が本年十月一日から一年半延期され、平成二十九年四月一日とされております。

なお、税率引き上げ後の国及び地方の消費税収につきましては、基本的に全て国や地方の社会保障財源に向けられるとされております。

私たち間税会は、消費税の関係団体ですが、消費税の税率引き上げに積極的に賛同したり、推進する団体ではありません。しかしながら、少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性や、厳しい財政事情などから見て、消費税率の引き上げは、避けて通れないやむを得ない措置であると受け止めております。

また、消費税の税率構造につきましては、昨年十二月の自由民主党・公明党の「平成二十七年度税制改正大綱」において、「消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税10%時に導入する。平成二十九年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」とされており、本年の秋頃には、軽減税率に関する具体案が明

らかになるとの報道があります。

全間連では、従来から、消費税の税率構造につきましては、食料品などを低い税率とする「複数税率制度」ではなく、税率は単一税率とし、低所得者には負担した消費税相当額の一部を給付・還付する「給付付き税額控除制度」によるよう提言して参りましたので、引き続き、「単一税率の維持」を強く求めていくこととしております。

また、全間連では、今後の消費税率の引上げに伴い、消費税の会である間税会の役割が、益々、高まってくることを踏まえまして、平成二十六年四月以降の「最重点施策」を三点決定しました。

一点目は、消費税の滞納増加が懸念されるため、「消費税完納運動の更なる推進」であります。昨年九月の全間連の通常総会において、「消費税期限内完納推進宣言」を行ったのも、その一環です。

二点目は、消費税の重要性が益々高まってくることから、消費税に関する研修会や説明会など「消費税の啓発活動等の拡充」であります。

そして三点目は、これらの会活動を積極的に展開することなどを通じまして、会員増強を図り、平成二十九年四月一日現在の会員数を十二万人社に増強しようというものであります。

以上の三点の最重点施策は、消費税の関係団体である間税会の活動としては、極めて重要な活動方針であると考えております。そして今年、二年目に入ります。

従いまして、福岡局間連及び傘下各会におかれましては、この一年間の取組状況などを分析していただきまして、最重点施策の実現に向けた、より実効性のある取組みなどを積極的に展開されますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、従来から大変好評を博しております「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布や、「税の標語」の募集と活用を更に拡大して参りたいと考えております。

さらに、いわゆるe-Tax(イータックス)の利用促進や、いわゆるマイナンバー制度の周知活動にも取り組んで参りたいと存じますので、ご理解の上、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、福岡局間連及び傘下各会の益々のご発展と、会員の皆様のご繁栄を祈念いたしております。

また、国税ご当局の一層のご指導、友誼団体のご厚誼をお願い申し上げますとともに、ご臨席の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

安心して暮らせる社会をめざして

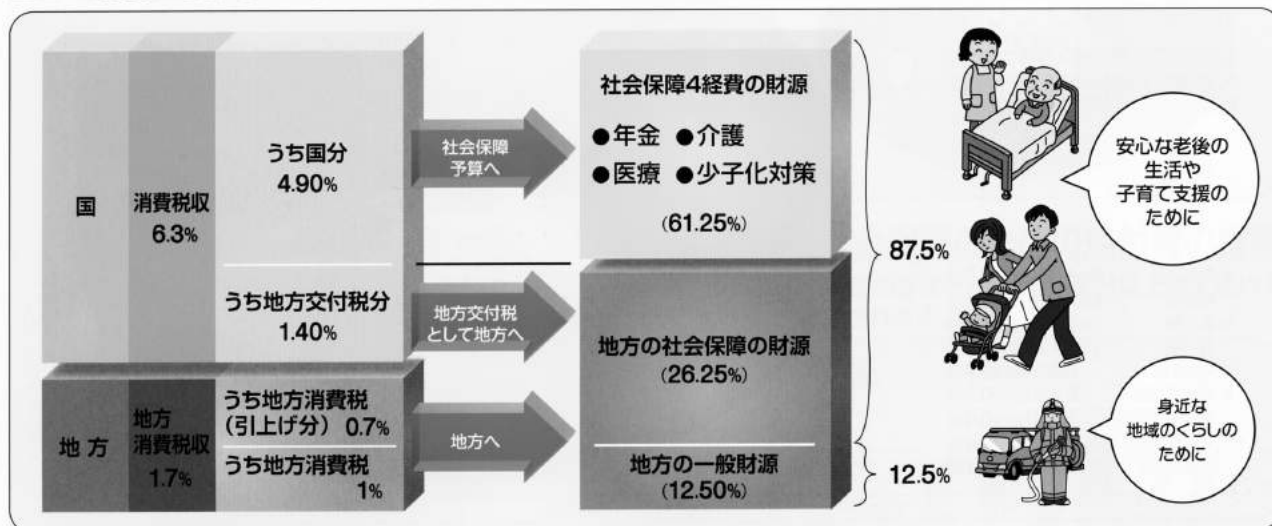


もっと知ろう
もっと考えよう

国の財政と消費税の役割



■ 消費税は社会保障等の財源に使われています



消費税の税率8%のうち1.7%は地方消費税として、地方公共団体（都道府県・市町村）の税収になります。

また、国の消費税6.3%の収入のうち1.4%は、地方交付税分として地方公共団体に配分されています。

したがって、8%の消費税収全体のうち、国の収入になるのは 61.25% ($\{6.3\% - 1.4\% \} \div 8\%$)、地方公共団体の収入になるのは 38.75% ($\{1.7\% + 1.4\% \} \div 8\%$) となります。

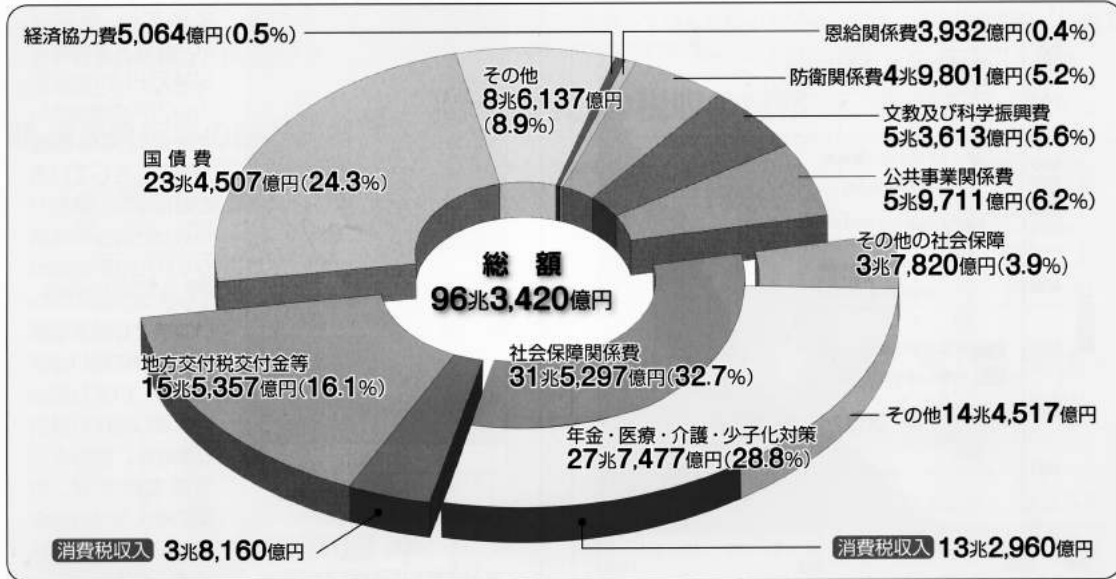
国の消費税の収入は、全額が、年金・医療・介護・少子化対策の費用に充てられます。

地方公共団体の消費税の収入のうち、1.4%（地方交付税分）と0.7%（地方消費税引上げ分）は、地方の社会保障の財源となり、残り1%は、地方公共団体の一般行政経費に充てられます。



■ 国の支出(一般会計歳出)

(平成27年度当初予算)



平成27年度の国の一般会計歳出予算の総額は96兆3,420億円ですが、消費税収(6.3%分)17兆1,120億円のうち3兆8,160億円(17兆1,120億円×1.4%÷6.3%)は地方交付税分として地方公共団体に配分され、残りの13兆2,960億円が社会保障関係費のうちの年金・医療・介護・少子化対策の費用に充てられます。

しかしながら、年金・医療・介護・少子化対策に要する費用の総額は27兆7,477億円ですので、消費税収で賄われているのは半分にも満たない割合(47.9%)となっています。

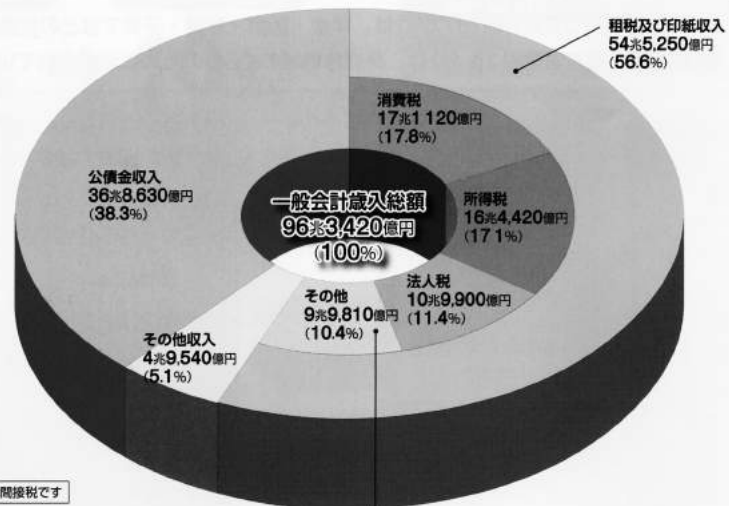
■ 国の収入【一般会計平成27年度歳入予算(当初予算)】

消費税が最も大きな税目となっています。

このグラフは国の歳入予算ですから6.3%の国税分が記載されています。地方消費税は1.7%であり合計8%

- 揮発油税 2兆4,660億円(2.6%)
- 相続税 1兆7,610億円(1.8%)
- 酒税 1兆3,080億円(1.4%)
- 関税 1兆1,170億円(1.2%)
- たばこ税 9,060億円(0.9%)
- 石油石炭税 6,280億円(0.7%)
- 自動車重量税 3,740億円(0.4%)
- その他税収 3,940億円(0.4%)
- 印紙収入 1兆0,270億円(1.1%)

●……印は間接税です



平成27年度の国の一般会計歳入総額は96兆3,420億円で、そのうち税収(租税及び印紙収入)は54兆5,250億円(56.6%)に過ぎず、36兆8,630億円(38.8%)の公債を発行して不足資金を調達しています。

税収のうち一番多いのは消費税の17兆1,120億円(17.8%)で、次いで所得税の16兆4,420億円(17.1%)、法人税の10兆9,900億円(11.4%)の順となっています。

福岡国税局間税会連合会役員名簿

平成 27 年 6 月 25 日

役 職	所 属	氏 名	単会役職
相談役	博 多 間 税 会	出 光 豊	顧 問
〃	博 多 間 税 会	中川原 潔	〃
会 長	博 多 間 税 会	中 野 文 治	〃
副会長	福 岡 間 税 会	林 孝 行	会 長
〃	小 倉 間 税 会	深 町 宏 子	〃
〃	久 留 米 間 税 会	倉 田 正 平	〃
〃	佐 賀 間 税 会	本 島 直 幸	〃
〃	長 崎 間 税 会	西 亮	〃
〃	筑 紫 間 税 会	江 上 嘉 実	〃
〃	武 雄 間 税 会	下 平 明 美	〃
〃	博 多 間 税 会	河 野 武 司	〃
専務理事	博 多 間 税 会	市 丸 徹	常任理事
常任理事	福 岡 間 税 会	中 村 貴 士	副会長
〃	西 福 岡 間 税 会	原 武 人	会 長
〃	八 幡 間 税 会	日 向 祥 剛	〃
〃	若 松 間 税 会	白 石 信 和	〃
〃	田 川 間 税 会	市 岡 敏 生	〃
〃	大 牟 田 間 税 会	山 本 和 夫	〃
〃	甘 木 朝 倉 間 税 会	篠 崎 博 之	〃
〃	門 司 間 税 会	山 田 浩 一	〃
〃	諫 早 間 税 会	笠 井 和 幸	〃
〃	佐 世 保 間 税 会	山 根 由 之	〃
〃	博 多 間 税 会	真 武 研 二	理 事
〃	福 岡 間 税 会	波左間 高 子	常任理事
理 事	香 椎 間 税 会	川 口 利 弘	会 長
〃	直 方 間 税 会	宮 田 博 樹	〃
〃	飯 塚 間 税 会	加 藤 完 治	〃
〃	大 川 間 税 会	高 場 保 信	〃
〃	八 女 間 税 会	福 島 成 孝	〃
〃	行 橋 間 税 会	玉 江 秀 章	〃
〃	鳥 栖 間 税 会	大 石 耕 司	〃
〃	唐 津 間 税 会	石 松 憲 一 郎	〃
〃	伊 万 里 間 税 会	岡 正 克	〃
〃	島 原 間 税 会	石 川 嘉 則	〃
〃	平 戸 間 税 会	福 田 詮	〃
〃	五 島 間 税 会	野 口 喬 史	〃
〃	壱 岐 間 税 会	篠 崎 修	〃
〃	対 馬 間 税 会	渡 邊 昭 二	〃
監 事	西 福 岡 間 税 会	森 隆	副会長
〃	福 岡 間 税 会	久 芳 志 治	〃

福岡国税局間税会連合会単体会名簿

県名	管轄税務署	名称	〒	所 在 地	T E L	F A X	所属 アロック
-	局 連	福岡国税局間税会連合会	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-7-3	092-405-5646	092-405-5647	-
福 岡	福 岡	福 岡 間 税 会	810-0001	福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル9階	092-739-2675	092-739-2674	福 岡
	西福岡	西 福 岡 間 税 会	814-0155	福岡市城南区東油山 6-2-30	092-863-6780	092-863-4307	
	博 多	博 多 間 税 会	812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-9-5 チアソンジョン第-博多202-3	092-433-7230	092-433-7240	
	香 椎	香 椎 間 税 会	810-3205	福岡市内殿 1016-12	0940-42-1786	0940-38-5678	
	筑 紫	筑 紫 間 税 会	818-0061	筑紫野市紫 2-12-10	092-923-3111	092-923-7388	
	八 幡	八 幡 間 税 会	805-0061	北九州市八幡東区前田企業団地 1-1	093-661-3171	093-671-9811	
	若 松	若 松 間 税 会	811-4221	遠賀郡岡垣町東山田1-14の201号	093-282-2825	093-283-1817	
	直 方	直 方 間 税 会	822-0017	直方市殿町 8-16 筑豊ビル	0949-24-3423	0949-24-5585	
	田 川	田 川 間 税 会	825-0013	田川市中央町 3-75	0947-45-8005	0947-45-8105	
	飯 塚	飯 塚 間 税 会	820-0202	嘉麻市山野2091	0948-43-0756	0948-43-1191	
筑 豊	久留米	久 留 米 間 税 会	830-0022	久留米市城南町 15-5 商工会館 3F	0942-39-2326	0942-33-5099	筑 豊
	甘 木	甘 木 朝 倉 間 税 会	838-0068	朝倉市甘木 955-11	0946-22-3835	0946-22-5166	
	大 川	大 川 間 税 会	831-0016	大川市大字酒見早馬 221-3	0944-87-2038	0944-87-2070	
	八 女	八 女 間 税 会	834-0063	八女市本村清水 425-22-2	0943-22-5161	0943-22-5164	
	大牟田	大 牟 田 間 税 会	839-0212	みやま市高田町江浦町 189	0944-22-5821	0944-22-5181	
	小 倉	小 倉 間 税 会	803-0818	北九州市小倉北区堅町 1-6-7	093-581-0078	093-581-0078	
	門 司	門 司 間 税 会	800-0114	門司区吉志2-18-15	093-481-5761	093-481-5764	
	行 橋	行 橋 間 税 会	824-0005	行橋市中央 1-9-50 行橋商工会議所 2F	0930-25-2473	0930-25-2483	
	佐 賀	佐 賀 間 税 会	840-0826	佐賀市白山 2-1-12 佐賀商ビル 6 F	0952-23-4598	0952-29-6580	
	鳥 栖	鳥 栖 間 税 会	841-0051	鳥栖市元町 1380-5 鳥栖商工会議所	0942-82-5400	0942-84-0143	
佐 賀	唐 津	唐 津 間 税 会	847-0814	唐津市弓鷹町 1512-2 ミノヤビル 2 F	0955-75-1818	0955-75-1033	佐 賀
	武 雄	武 雄 間 税 会	843-0023	武雄市武雄町大字昭和 16-7-8	0954-23-9580	0954-22-3959	
	伊 万 里	伊 万 里 間 税 会	848-0041	伊万里市新天町 663	0955-22-3111	0955-23-3106	
	長 崎	長 崎 間 税 会	850-0031	長崎市桜町 5-3 大同生命長崎ビル 6 F	095-825-8091	095-828-0419	
	諫 早	諫 早 間 税 会	854-0023	諫早市厚生町 3-20 大同生命ビル 2 F	0957-22-8479	0957-23-4994	
	佐 世 保	佐 世 保 間 税 会	857-0042	佐世保市高砂町 4-18 大同生命ビル 4 F	0956-22-3036	0956-23-5351	
	島 原	島 原 間 税 会	855-0862	島原市新湊 1 丁目32-1 第3マルデンビル 2階C号	0957-62-7025	0957-64-0527	
	平 戸	平 戸 間 税 会	859-5104	平戸市崎方町 776の6 平戸港ターミナルビル 3 F	0950-22-3131	0950-22-3130	
	福 江	福 江 間 税 会	853-0005	五島市未広町 8-4 福江商工会議所	0959-72-8060	0959-72-2530	
	老 岐	老 岐 間 税 会	811-5132	老岐市郷ノ浦町東触 590の4	09204-7-5880	09204-7-5880	
福 岡	敵 原	敵 原 間 税 会	817-0243	対馬市敵原町盤根 155	09205-0-0163	09205-6-0511	

平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。
 - ※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。
帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
 - ※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、
マイナンバーが付番されます。
- ・法人には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、
どなたでも自由に使用できます。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合
を除き、マイナンバーは一生変更されません。



平成28年1月から、 社会保障、税、災害対策の行政手続で マイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害 対策

・年金の資格取得や確認、給付
・雇用保険の資格取得や確認、給付
・ハローワークの事務
・医療保険の保険料徴収
・福祉分野の給付、生活保護 など

・税務当局に提出する申告書、届出書、
調書などに記載
・税務当局の内部事務

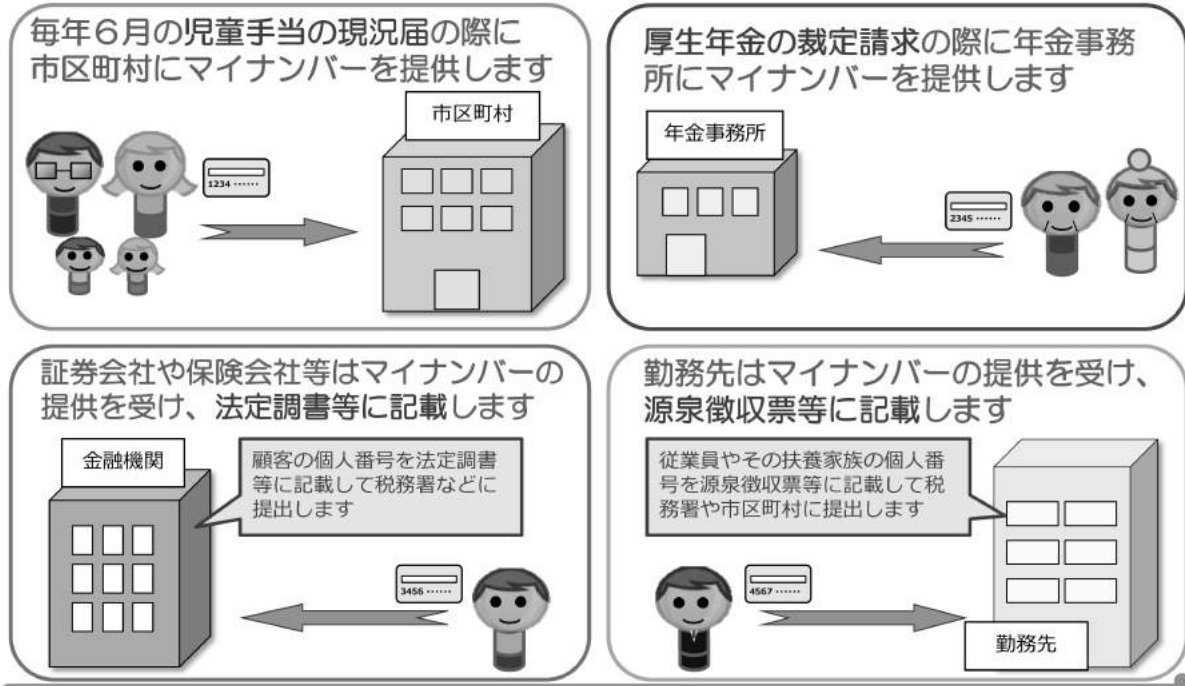
など

・被災者生活再建支援金の支給
・被災者台帳の作成事務

など

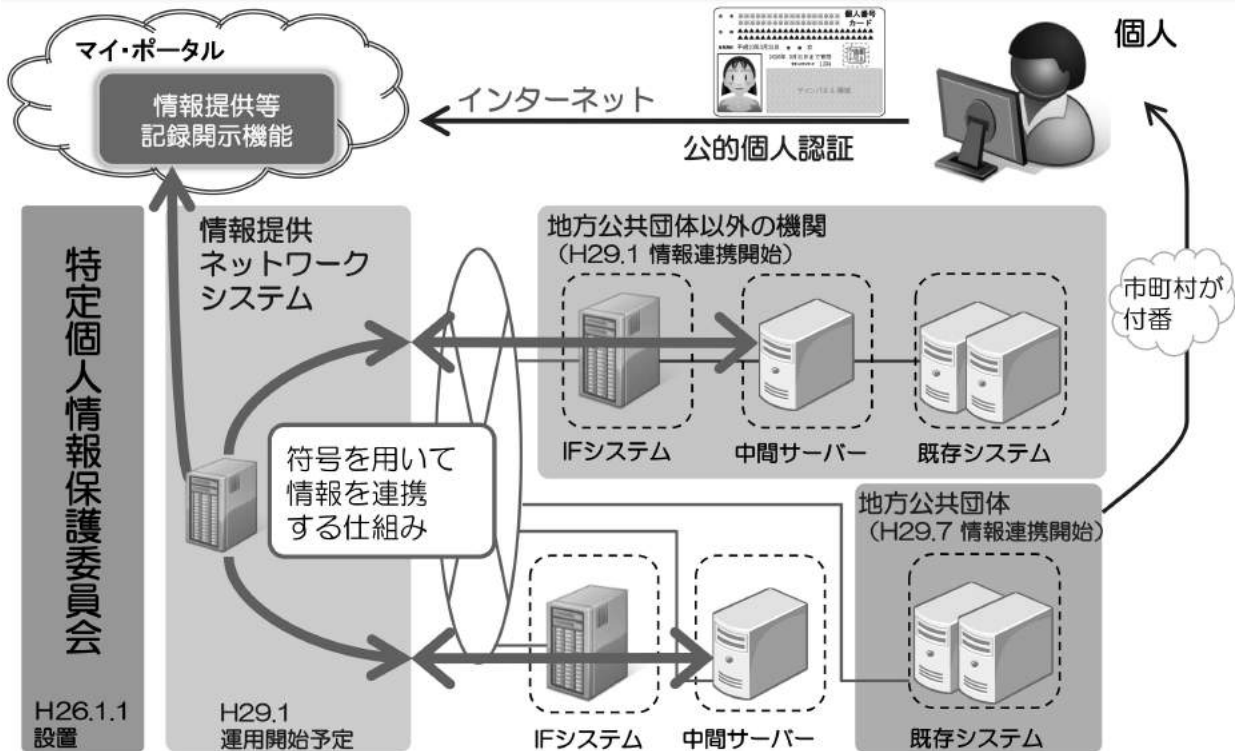
※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務に
マイナンバーを利用することができます。

マイナンバーは様々な場面で利用します。



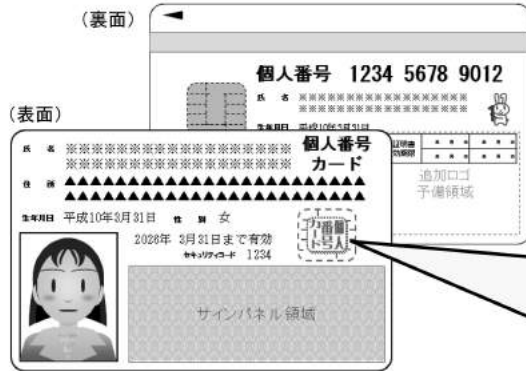
国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

情報連携により国民の負担軽減が実現します。



個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

本人からの申請により、市町村長が個人番号カードを交付します。



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、これらの事項等がICチップに記録されます。

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用します。
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができます。
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用します。

個人情報に対する国民の懸念に対応します。



番号制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

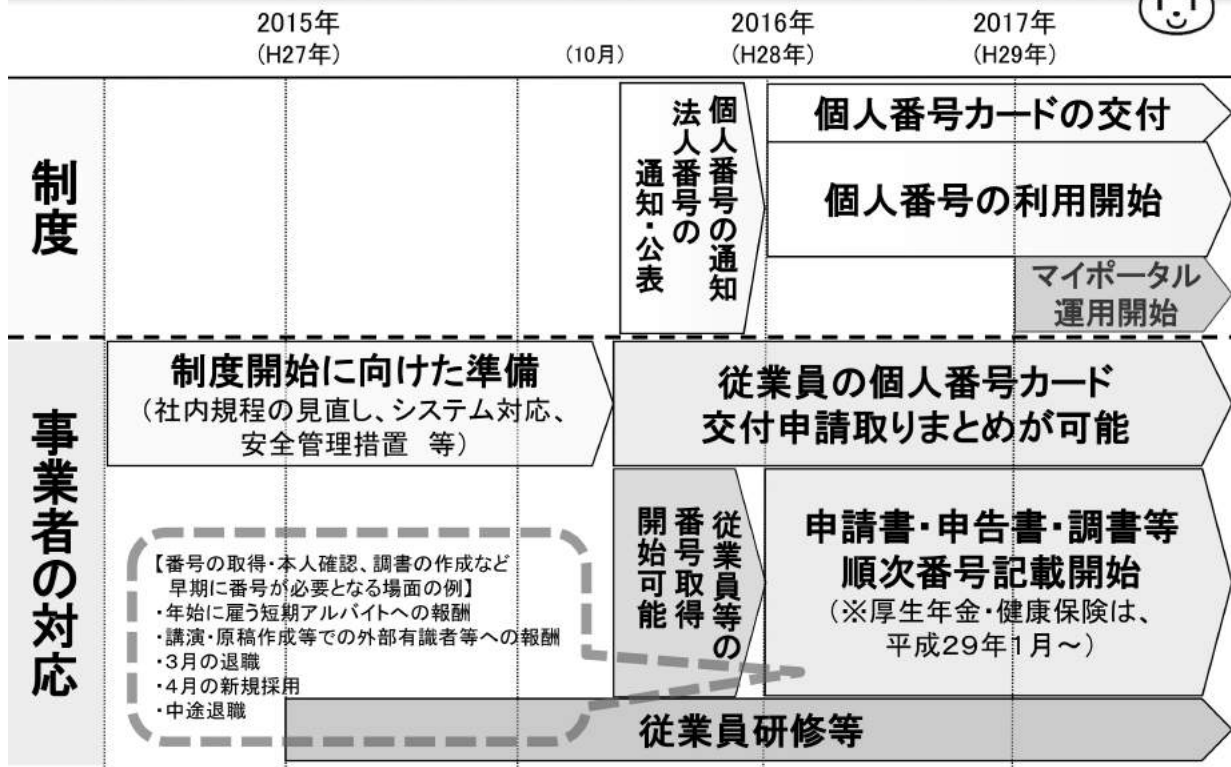
- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。



民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。

